

調達要求番号:61-08-0616-2042

情 報 本 部 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	語学学習システム使用役務	D I H - L D - 2 3 0 1 2 A	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 5 年 6 月 8 日
		改 正	令和 6 年 6 月 6 日
		作 成	情報本部電波部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部電波部において利用する語学学習システム使用について適用する。

2. 役務に関する要求

2.1 目的

契約相手方の管理する語学学習システムを使用し、情報本部の英語能力の向上を目的とする。

2.2 システム使用に関する具体的要求事項

- a) 英語初級者から上級者まで学習効果が得られる。
- b) 英語初級者のための学習ガイダンスがあり、基礎学習ができる。
- c) 英語の 4 技能（読む/聞く/書く/話す）を学習できる。
- d) TOEIC のスコアアップに適した学習ができる。
- e) スピーキング及びリスニング強化のための学習ができる。
- f) 英語の技量に応じたオンライン英会話ができる（月 4 回以上）。
- g) 英会話は、日本人講師とネイティブの講師を使用者が選択することができる。
- h) 24 時間、365 日使用することができる。
- i) 開始月及び最終月に成果確認のための試験を受験することができる。
- j) 官側が使用者の使用状況及び進捗状況等をオンラインで把握することができる。
- k) 学習はオンラインとする。

2.3 成果測定

学習期間中の開始月及び最終月に成果確認試験を実施し、官側担当者が成績を把握する。

3. 使用人員 調達要領指定書により指定する。

4. 使用場所 オンラインとする。

5. システム使用期間 調達要領指定書により指定する。

6. 品質保証

6.1 監督及び検査

監督及び検査は支出負担行為担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

8. その他

8.1 情報の保全

契約相手方は、本役務履行上、直接または間接的に知りえた事項について関係者以外に漏らし
てはならない。

8.1 仕様書に対する疑義

この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	61-08-0616-2042
	調達要求年月日	令和 8 年 6 月 1 7 日
	作 成 部 課	情報本部電波部
	作 成 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 6 日
品 名	語学学習システム使用役務	
仕様書番号	D I H - L D - 2 3 0 1 2 A	
指定事項 3 使用人員 4 8 名とする。 5 システム使用期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）～令和 9 年 2 月 2 8 日（日）までの 6 カ月間とする。		